

週刊WEB

# 企業経営

マガジン

2019  
607  
1/8

ネット  
ジャーナル

Weeklyエコノミスト・レター 2018年12月21日号

## 【アジア・新興国】東南アジア経済の見通し ～19年は底堅い成長も、輸出鈍化と 利上げの影響で減速傾向

経済・金融フラッシュ 2018年12月25日号

## 【11月米個人所得・消費支出】

～個人所得(前月比)は+0.2%と市場予想を下回るも、  
個人消費(同)は+0.4%と予想を上回る伸び

経営  
TOPICS

統計調査資料

労働力調査(基本集計) 平成30年(2018年)11月分(速報)

経営情報  
レポート

平成31年度税制改正

—所得税・資産税・法人税・消費税—

経営  
データ  
ベース

ジャンル:人事制度 サブジャンル:社員教育

効果的な社員教育

新入社員の教育

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

ネット  
ジャーナル

ニッセイ基礎研究所

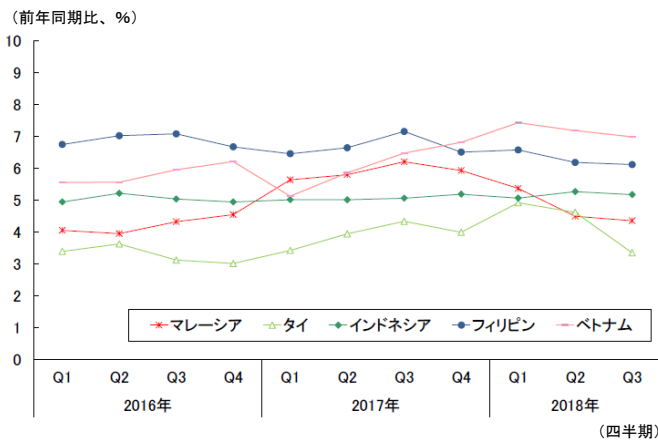
# 【アジア・新興国】 東南アジア経済の見通し ～19年は底堅い成長も、輸出鈍化と 利上げの影響で減速傾向

**1** 東南アジア経済は、18年7-9月期の成長率が低下したものの、引き続き内需を中心に底堅い成長が続いている。

民間消費は良好な雇用・所得環境と物価の安定を背景に昨年から加速、また投資は企業業績の改善や設備稼働率の上昇、政府主導のインフラプロジェクトの進展により堅調に推移するなど、堅調な内需に大きな変化はみられない。

また輸出は高水準が続いた昨年と比べて鈍化し、純輸出の成長率寄与度は悪化傾向にある。

## 実質GDP成長率



(資料) とともにCEIC

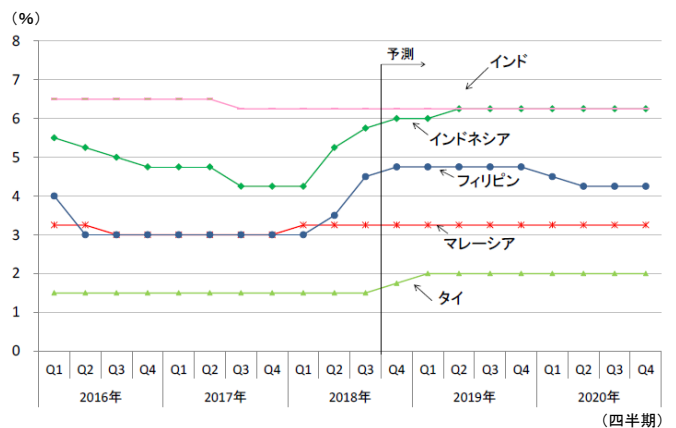
**2** 消費者物価上昇率は、足元の原油価格下落により当面低下傾向で推移し、その後も来年末にかけて景気の伸び悩みや通貨安による輸入物価の押上げが弱まることから安定して推移すると予想する。

**3** 金融政策は、物価上昇と通貨の下落圧力が和らぐなか、現在引締め気味の政策

スタンスが軟化するだろう。

19年はアジアの中でも通貨下落に対する警戒感が強いインドネシアが米国の利上げ打ち止めまで追従的な利上げを実施、タイも金融正常化を目的に来年1-3月にもう1段の追加利上げを実施すると予想する。

## 政策金利の見通し



**4** 経済の先行きは、米国が仕掛ける貿易戦争の激化により企業の投資マインドが悪化して景気が下振れる懸念が燦るものの、総じて内需中心の底堅い成長が続くと予想する。国別に19年の成長率を比較すると、輸出主導の成長加速が見込みにくいマレーシアとタイ、ベトナムは小幅に景気減速するが、選挙関連の支出拡大で消費が盛り上がるインドネシア、インフレ高進が収まるフィリピンでは18年並みの成長を予想する。

「Weeklyエコノミスト・レター」の全文は、  
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」  
よりご確認ください。

# 【11月米個人所得・消費支出】

～個人所得(前月比)は+0.2%と市場予想を下回るも、  
個人消費(同)は+0.4%と予想を上回る伸び

## 1 結果の概要:名目個人所得は予想を下回るも、消費支出は予想を上回る

12月21日、米商務省の経済分析局(BEA)は11月の個人所得・消費支出統計を公表した。個人所得(名目値)は前月比+0.2%(前月値:+0.5%)となり、前月および市場予想(Bloomberg集計の中央値、以下同様)の+0.3%を下回った。

個人消費支出(名目値)は前月比+0.4%(前月改定値:+0.8%)と、こちらは+0.6%から上方修正された前月は下回ったものの、市場予想(+0.3%)を上回った。また、価格変動の影響を除いた実質個人消費支出は前月比+0.3%(前月改定値:+0.6%)と、こちらは+0.4%から上方修正された前月を下回った一方、市場予想(+0.3%)に一致した。

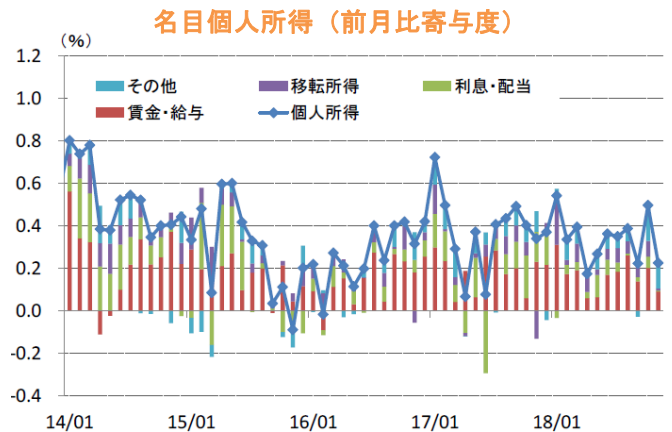
## 2 結果の評価:消費が所得の伸びを上回り、貯蓄率は13年以來の水準に低下

名目個人消費支出(前月比)は、17年9月以來の高い伸びとなった前月から低下したものの、引き続き堅調な伸びを維持した。

個人所得は18年1月以來の伸びとなった前月から低下し、消費の伸びを下回った。この結果、貯蓄率は18年2月(7.4%)をピークに低下基調が持続しており、11月は13年3月(5.9%)以來の水準となった。

## 3 所得動向:前月に続き、自営業者所得が大幅に増加

個人所得の内訳をみると、賃金・給与が前月比+0.2%(前月:+0.4%)と、18年5月(+0.1%)以來の水準に低下したほか、利息・配当収入も横這い(前月:+0.3%)とこちらも前月から伸びが鈍化した。



(注) 名目値、季節調整済前月比  
(資料) BEA よりニッセイ基礎研究所作成

## 4 消費動向:財、サービス消費ともに前月から伸びが鈍化

名目個人消費(前月比)は、財消費が+0.4%(前月:+0.9%)となったほか、サービス消費も+0.4%(前月:+0.7%)となり、いずれも前月から伸びが鈍化した。財消費では、耐久財が+0.9%(前月:+0.8%)と小幅ながら前月から伸びが加速した一方、非耐久財が+0.2%(前月:+0.9%)と伸びが鈍化した。

経済・金融フラッシュの全文は、  
当事務所のホームページの「マクロ経済予測レポート」  
よりご確認ください。

# 労働力調査(基本集計)

## 平成30年(2018年)11月分(速報)

総務省 2018年12月28日公表

### 結果の概要

#### 【就業者】

- 就業者数は6709万人。前年同月に比べ157万人の増加。71か月連続の増加。
- 雇用者数は5983万人。前年同月に比べ118万人の増加。71か月連続の増加。
- 正規の職員・従業員数は3519万人。前年同月に比べ63万人の増加。48か月連続の増加。非正規の職員・従業員数は2142万人。前年同月に比べ81万人の増加。14か月連続の増加。
- 主な産業別就業者を前年同月と比べると、「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」、「サービス業(他に分類されないもの)」などが増加。

#### 【就業率】

- 就業率は60.4%。前年同月に比べ1.4ポイントの上昇。

#### 【完全失業者】

- 完全失業者数は168万人。前年同月に比べ10万人の減少。
- 求職理由別に前年同月と比べると、「勤め先や事業の都合による離職」が6万人の減少。「自発的な離職(自己都合)」が2万人の増加。

#### 【完全失業率】

- 完全失業率(季節調整値)は2.5%。前月に比べ0.1ポイントの上昇。

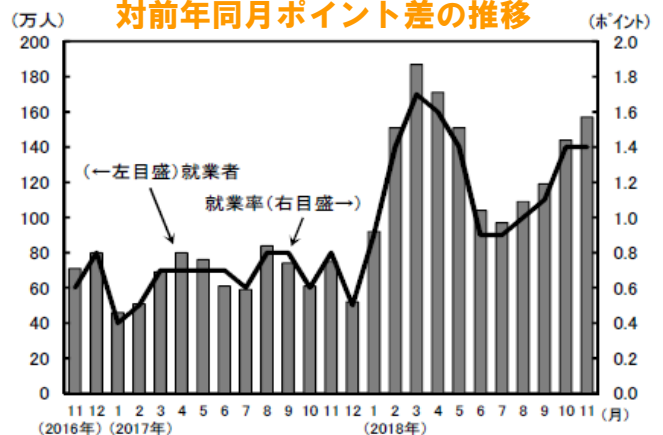
#### 【非労働力人口】

- 非労働力人口は4221万人。前年同月に比べ155万人の減少。42か月連続の減少。

原数値	実数 (万人, %)	対前年同月増減 (万人, ポイント)			
		11月	10月	9月	8月
<b>就業者</b>	6709	157	144	119	109
自営業主・家族従業者	679	24	12	12	-9
雇用者	5983	118	119	100	113
(雇用形態別)					
正規の職員・従業員	3519	63	37	7	94
非正規の職員・従業員	2142	81	115	115	54
パート	1041	40	54	52	20
アルバイト	483	55	67	49	41
労働者派遣事業所の派遣社員	136	2	-6	-5	-5
契約社員	279	-14	-1	4	3
嘱託	120	-7	6	8	-5
その他	84	6	-5	7	0
(主な産業別就業者)					
農業、林業	210	10	0	-3	2
建設業	502	6	-8	18	11
製造業	1063	14	-8	3	11
情報通信業	215	2	1	-5	18
運輸業、郵便業	347	-3	1	-2	-9
卸売業、小売業	1063	-7	9	5	-11
学術研究、専門・技術サービス業	232	-1	16	22	6
宿泊業、飲食サービス業	427	34	52	33	5
生活関連サービス業、娯楽業	238	9	4	-3	-6
教育、学習支援業	327	-1	4	16	14
医療、福祉	858	38	15	20	31
サービス業(他に分類されないもの)	454	24	14	14	18
<b>就業率</b>	60.4	1.4	1.4	1.1	1.0
うち15～64歳	77.3	1.6	1.6	1.5	1.4
<b>完全失業者</b>	168	-10	-18	-28	-19
男	101	-5	-7	-17	-14
女	66	-6	-11	-11	-5
(求職理由別)					
定年又は雇用契約の満了	17	-3	-1	2	1
勤め先や事業の都合	22	-6	-13	-10	-4
自発的(自己都合)	75	2	-6	-13	-16
学卒未就職	5	0	1	-1	2
収入を得る必要が生じたから	17	-10	-9	-3	-7
その他	15	-4	-2	-8	-5
<b>非労働力人口</b>	4221	-155	-134	-103	-102

季節調整値	実数 (%)	対前月増減 (ポイント)			
		11月	10月	9月	8月
<b>完全失業率</b>	2.5	0.1	0.1	-0.1	-0.1
男	2.7	0.0	0.3	-0.1	-0.2
女	2.3	0.1	-0.1	0.0	0.0

就業者の対前年同月増減と就業率の対前年同月ポイント差の推移



# 1 就業状態別 15 歳以上人口

- 前年同月に比べ、労働力人口は 147 万人(2.2%)の増加、非労働力人口は 155 万人(3.5%)の減少。
- 15～64 歳の労働力人口は 75 万人(1.3%)の増加、非労働力人口は 123 万人(7.3%)の減少。
- 65 歳以上の労働力人口は 73 万人(8.9%)の増加、非労働力人口は 33 万人(1.2%)の減少。

就業状態別人口 (万人, %, ポイント)

2018年11月 (平成30年)	実数			対前年同月増減		
	男女計	男	女	男女計	男	女
15歳以上人口 総数	11103	5363	5739	-10	-5	-6
15～64歳	7541	3816	3725	-50	-22	-27
65歳以上	3561	1547	2014	39	18	21
労働力人口 総数	6877	3843	3033	147	71	75
15～64歳	5985	3313	2672	75	32	43
65歳以上	892	530	362	73	39	33
就業者 総数	6709	3742	2967	157	76	82
15～64歳	5829	3222	2607	82	35	47
65歳以上	880	520	360	75	41	34
完全失業者 総数	168	101	66	-10	-5	-6
15～64歳	156	91	65	-8	-4	-4
65歳以上	12	10	2	-2	-1	-1
非労働力人口 総数	4221	1518	2703	-155	-75	-81
15～64歳	1552	501	1051	-123	-53	-69
65歳以上	2669	1017	1652	-33	-21	-11
労働力人口比率 総数	61.9	71.7	52.8	1.3	1.4	1.3
15～64歳	79.4	86.8	71.7	1.5	1.3	1.6
65歳以上	25.0	34.3	18.0	1.7	2.2	1.5
就業率 総数	60.4	69.8	51.7	1.4	1.5	1.5
15～64歳	77.3	84.4	70.0	1.6	1.4	1.8
65歳以上	24.7	33.6	17.9	1.8	2.3	1.5

# 2 就業者の動向

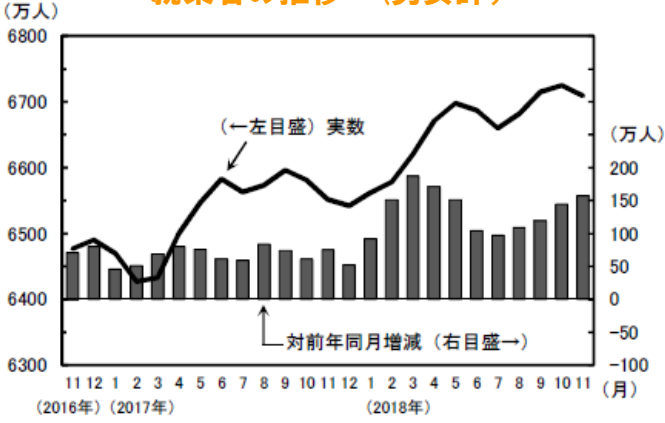
## 1 就業者数

- 就業者数は 6709 人。前年同月に比べ 157 万人(2.4%)の増加。71 か月連続の増加。男性は 76 万人の増加、女性は 82 万人の増加。

男女別就業者 (万人)

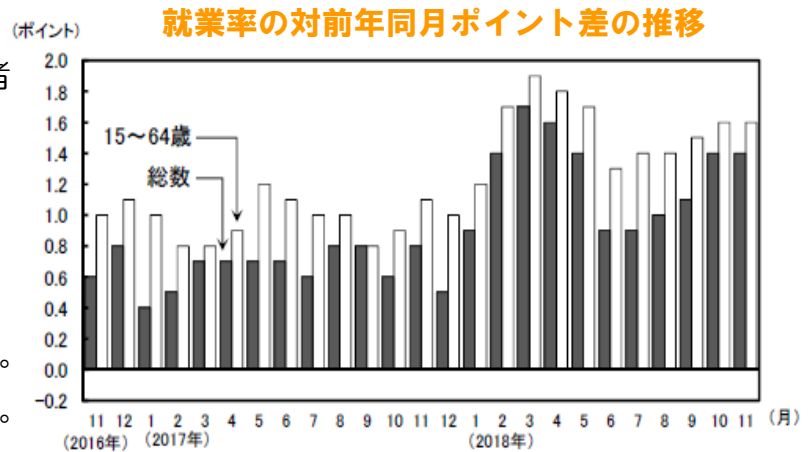
2018年11月 (平成30年)	実数	対前年 同月増減
就業者	6709	157
男	3742	76
女	2967	82

就業者の推移 (男女計)



## 2 就業率

- 就業率(15歳以上人口に占める就業者の割合)は60.4%。前年同月に比べ1.4ポイントの上昇。
- 15~64歳の就業率は77.3%。前年同月に比べ1.6ポイントの上昇。男性は84.4%。1.4ポイントの上昇。女性は70.0%。1.8ポイントの上昇。



## 3 従業上の地位

- 自営業主・家族従業者数は679万人。前年同月に比べ24万人(3.7%)の増加。
- 雇用者数は5983万人。前年同月に比べ118万人(2.0%)の増加。71か月連続の増加。男性は3291人。51万人の増加。女性は2692万人。67万人の増加。

### 従業上の地位別就業者

2018年11月 (平成30年)	(万人)	
	実数	対前年 同月増減
就業者	6709	157
自営業主・家族従業者	679	24
雇用者	5983	118
男	3291	51
女	2692	67

## 4 雇用形態

- 正規の職員・従業員数は3519万人。前年同月に比べ63万人(1.8%)の増加。48か月連続の増加。
- 非正規の職員・従業員数は2142万人。前年同月に比べ81万人(3.9%)の増加。14か月連続の増加。
- 役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は37.8%。前年同月に比べ0.4ポイントの上昇。

### 雇用形態別雇用者

2018年11月 (平成30年)	男女計			男			女		
	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合	実数	対前年 同月増減	割合
役員を除く雇用者	5661	143	-	3044	67	-	2617	77	-
正規の職員・従業員	3519	63	62.2	2368	27	77.8	1150	35	43.9
非正規の職員・従業員	2142	81	37.8	675	39	22.2	1467	42	56.1
パート	1041	40	18.4	119	11	3.9	922	29	35.2
アルバイト	483	55	8.5	243	28	8.0	240	27	9.2
労働者派遣事業所の派遣社員	136	2	2.4	50	4	1.6	86	-2	3.3
契約社員	279	-14	4.9	144	-5	4.7	135	-8	5.2
嘱託	120	-7	2.1	75	-4	2.5	44	-4	1.7
その他	84	6	1.5	44	6	1.4	40	0	1.5

注) 割合は、「正規の職員・従業員」と「非正規の職員・従業員」の合計に占める割合を示す。

労働力調査(基本集計)平成30年(2018年)11月分(速報)の全文は、  
当事務所のホームページの「企業経営 TOPICS」よりご確認ください。



# 平成31年度 税制改正

—所得税・資産税・法人税・消費税—

- 1.平成31年度税制改正の概要
- 2.個人所得課税の改正
- 3.資産課税の改正
- 4.法人課税の改正
- 5.消費課税の改正



## 参考資料

「平成31年度税制改正大綱」

「自民党税制調査会資料」

「政府税制調査会資料」

「中小企業庁 事業承継マニュアル」

「経済産業省 平成31年度税制改正について」

# 1

企業経営情報レポート

## 平成31年度税制改正の概要

### ■ 近年の税制改正の流れ

#### (1) 平成29年度税制改正

「税・社会保障の一体改革」に向けた取り組みとして配偶者控除・配偶者特別控除が大きく見直されました。

法人課税分野では「デフレ経済から脱却」などの観点から、研究開発税制や所得拡大促進税制、中小企業向け設備投資促進税制が大幅に拡充される一方、国際的な租税回避に対応するため、外国子会社合算税制に手直しが入りました。

また資産課税では、“海外”を絡めた租税回避行為を封じるため、国外財産に対する相続税の納税義務者が見直されています。

### ■ 平成29年度税制改正の主な項目

個人所得課税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し
	積立NISAの創設
資産課税	事業承継税制の見直し
	国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し
	居住用超高層建築物に係る課税の見直し
	償却資産に係る特例措置の対象追加
法人課税	研究開発税制の見直し
	所得拡大促進税制の見直し
消費課税	外国人旅行者向け消費税免税制度の利便性向上
	金の密輸入に対応するための罰則の引上げ
	酒税改革
	仮想通貨の消費税非課税化



# 2 企業経営情報レポート 個人所得課税の改正

個人所得課税は、昨年度までの「所得税改革」という大きな流れから離れ、2019年10月に実施される「消費税率引上げの影響緩和」という大きなテーマに引っ張られた改正となりました。また近年、自治体間で“ふるさと納税争奪戦”が加熱している状況を踏まえ、返礼品に関する要件を引き締めるなど、ふるさと納税制度が大きく見直されます。

## ■ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

### (1)改正の背景

2019年10月に消費税率が10%へ引き上げられますが、それに伴う景気の冷え込みが懸念されています。税率が5%から8%に増税された2014年度は、家計支出が前年度比で▲5.1ポイントまで落ち込み、さらに16年度まで3年連続でマイナスになったことから、今回も大きな影響が出ることは避けられない見通しです。

とりわけ影響を受けるとされるのが住宅需要であり、景気への影響も大きいことから、その緩和策として「住宅ローン控除」が拡充されることになりました。

### (2)改正の概要

消費税率引上げによる住宅の需要変動を平準化するため、消費税率10%が適用される住宅取得等について、税額控除期間が従来の10年から13年に拡充されることになりました。

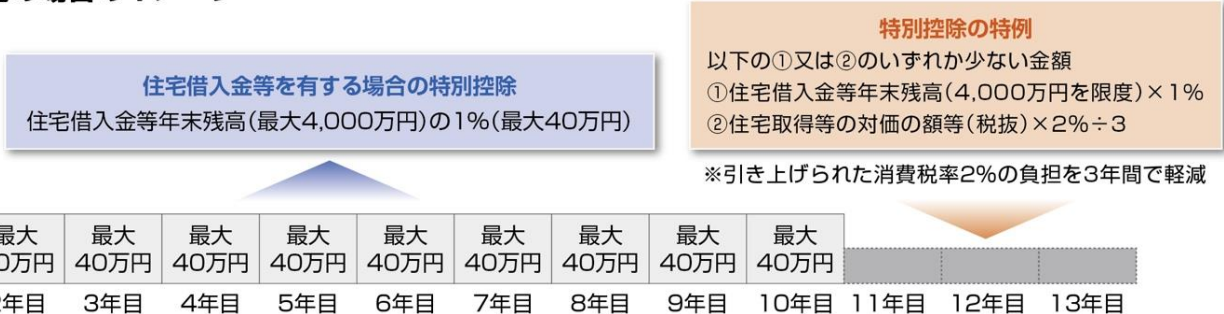
11年目以降の税額控除額は以下の通りです。

## ■ 一般の住宅の場合の税額控除額

次の(イ)(ロ)のうちいずれか少ない金額

- イ) 住宅借入金等の年末残高(4,000万円を限度)×1%
- ロ) [住宅の取得価額(費用の額)－取得価額(費用の額)に含まれる消費税額等]  
(4,000万円を限度)×2%÷3

## ● 一般住宅の場合のイメージ



# 3 企業経営情報レポート

## 資産課税の改正

昨年度は「特例事業承継税制」の登場で大きく話題をさらった資産課税ですが、今回は目立った改正が少なく、新たに創設される「個人版の事業承継税制」がわずかに注目を集めている程度です。しかし、この税制の効果を疑問視する声も多く、長らく「使えない」と言われ続けてきた法人版と同様、年を重ねて改良されていくことが期待されています。その他、資産家の相続財産の圧縮に使われていた「教育資金一括贈与の非課税措置」について、制度趣旨に沿わない節税目的での利用が封印されることになりました。

### ■ 個人事業者の事業用資産に係る納税猶予制度の創設

#### (1)改正の背景

相続・贈与により事業用資産を取得し、その後も事業を継続する場合には、その相続人（または受贈者）が納付する税額のうち、事業用資産に対応する部分について全額の納税が猶予されます。

本税制は、2019年1月1日から2028年12月31日までの間に発生した相続（または贈与）が対象となります。

#### ■ 対象となる事業用資産(特定事業用資産)

- イ) 被相続人の事業に使用されていた土地（面積400平方メートルまでの部分に限る）
- ロ) 被相続人の事業に使用されていた建物（面積800平方メートルまでの部分に限る）
- ハ) 以下の条件を満たす減価償却資産
  - ・固定資産税または営業用として自動車税（軽自動車税）の課税対象となっている

この税制を適用するためには、①経営革新等支援機関の助言・指導を受けて「承継計画」を作成し、②2019年4月1日から2024年3月31日までの間に承継計画を都道府県へ提出、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づく認定を受ける必要があります。

また、③猶予される相続税（贈与税）額及び猶予期間中の利子税額の合計額に見合う担保を提供することも併せて必要です。

#### (2)改正の概要

##### ①猶予税額の免除

一定の条件を満たす場合には、猶予された税額の全額が免除されます。

# 4 企業経営情報レポート 法人課税の改正

「デフレ脱却と経済再生を税制からも支援する」という前年度までの流れを引き継ぎ、中小企業向けの優遇税制の多くが拡充・延長されることになりました。また、わが国の“技術立国”としての立ち位置が揺らぎつつある現状を踏まえ、研究開発税制も大幅に拡充されます。特に、イノベーションの担い手として期待されるベンチャー企業の試験研究に対しては、極めて大きな税メリットが与えられることになりました。

## ■ 研究開発税制の見直し

### (1)改正の背景

政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2018（骨太の方針）」や「科学技術基本計画」において、「2020年までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比の4%以上とする」という高い目標を掲げていますが、様々なアプローチから企業の研究開発を活性化させる手立てを講じなければ、その達成は難しいと指摘されています。

そこで今回、税制面からも企業の研究開発投資を力強く支援するため、研究開発税制が見直されることになりました。

### (2)改正の概要

#### ①試験研究費の総額に係る税額控除制度（いわゆる総額型）の拡充

この制度は、試験研究費が前年より一定割合以上増加した場合に、その増加割合に応じて一定金額を法人税額から控除できる制度です。

改正前の制度では、法人税額から控除できる試験研究費の上限が「法人税額の25%まで」とされていますが、改正により、一定の要件を満たすベンチャー企業に限り「法人税額の40%まで」の金額を控除することができるようになります。

また、合わせて本制度の税額控除率が以下のように見直されます。

## ■ 税額控除率

### 【改正前】

増減試験研究費割合が5%超	$9\% + (\text{増減割合} - 5\%) \times 0.3$
増減試験研究費割合が5%以下	$9\% - (5\% - \text{増減割合}) \times 0.1$

※税額控除率は原則10%。ただし、平成31年3月31日開始事業年度までは14%。

※中小企業については、中小企業技術基盤強化税制により税額控除率が10~17%。

(2021年3月31日まで)

レポート全文は、当事務所のホームページの「企業経営情報レポート」よりご覧ください。

ジャンル:人事制度 > サブジャンル:社員教育

## 効果的な社員教育

社員教育に本腰を入れようと考えています。  
その効果的な方法について教えてください。

社員の能力開発を促すための教育研修には、  
大きくOJT、集合教育、自己啓発の3つがあげられます。

### (1)OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)

上司や先輩が部下や後輩を日常業務の中で、マンツーマンで仕事の指導を進めていきます。そのメリットとしては下記のような点があげられます。

- 職務遂行に必要な実践的な知識や技術を習得できる。
- 社員一人ひとりの能力に合わせたカスタマイズ教育ができる。
- 新入社員の早期戦略化を図る事ができる。
- 他の教育に比べてコストがあまりかからない。

### (2)集合教育

集合教育は、職場から離れて教育目的を有する社員が集合で行う教育です。通常、以下の区分で実施されます。

- 階層別教育⇒新入社員、中間管理職、経営幹部といった階層に分けて実施
- 職能別教育⇒営業職、技術職、接客などの業種別に行う
- 課題別教育⇒特定の課題を設定し、関係社員を対象に実施

### (3)自己啓発

「自己啓発とは、労働者個々人が職業能力の向上・開発を主体的に行い、キャリア形成を目指す学習活動である。」(東海学園大学 三宅章介教授)自己啓発のスタイルは下記を参照ください。

#### ①個人主導型自己啓発

自己啓発の動機づけ・実施・自己啓発の成果の評価の全段階で労働者個人の自主性に全てを委ねるものです。

#### ②企業主導型自己啓発

自己啓発の動機づけと成果の評価の段階で企業の関与がなされ、実施の段階のみ労働者個人の自主性に委ねるものです。

#### ③目標管理型自己啓発

①と③の中間型であり、自己啓発の動機づけと評価の段階では企業と労働者個人の話し合いという形で両者の関与がなされ、実施の段階のみ労働者個人の自主性に委ねるものです。

# 新入社員の教育

Q  
 uestion

新入社員の教育は、どのような内容で行えばよいでしょうか。

A  
 nswer

新入社員が1日もはやく一人前になるために、会社への理解を深め、仕事や社会についての基礎知識を指導することが要求されます。

## (1)研修のテーマ

新入社員研修で教育すべきテーマをあげると

①学生と企業人の違いを理解し、意識を切り替えること。 ②職場での基本行動、エチケット、マナーを習得すること。特に以下が大切です。

- おじぎができること
- 正しい言葉づかいができること
- 感じのよい話し方ができること
- 正しい名刺の受け方ができること
- ビジネス電話ができること
- 応対・応接ができること
- 指示、命令が正しく受けられること
- 仕事を進める時の基本が理解できていること

③えられた課題をチームで達成する経験を通じて、チームによる効果的な課題解決の「やり方」を学ぶこと。 ④リーダーシップを発揮すること。 ⑤会社のしくみ、業務の流れ、商品とサービスの知識を理解する。 ⑥目標を持つこと。

研修内容を考える前に、まず目的とそのためのテーマを明確しましょう。

## (2)新入社員研修の内容

- 会社の沿革、現状
- 経営理念、経営方針、社是社訓
- 組織や業務に関する基礎知識
- 労働条件、服務規律、就業規則、社内ルール
- 社会人としてのマナー、一般常識
- 仕事を進めていく上での基本的なものの考え方

新入社員教育の期間は、2~3日が標準ですが、中には1~2週間かける場合もあります。いずれにしても研修のしっばなしではなく、その後の職場でのOJTやフォロー研修の実施が大切です。

## (3)OJTとの組み合わせ

新入社員の早期戦力化のためには、集合教育とOJTとの組み合わせが効果的です。

一定期間集合研修を行い、業務に必要な基礎知識や社員としての心得を習得した後、職場で仕事の実務をOJTによって指導します。

集合教育とOJTがバランスよく組合わさり、計画的、体系的に新入社員教育が行われるのが理想的です。